

防府市公平委員会個人情報の取扱いに関する管理要綱

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市公平委員会における保有個人情報（個人番号及び特定個人情報を除く。次条において同じ。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(保有個人情報の取扱い)

第2条 防府市公平委員会における保有個人情報の取扱いについては、防府市個人情報の取扱いに関する管理規程（令和5年防府市訓令第3号）の規定の例による。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。